

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1038080	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士(仮称)」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。	幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため現行の幼稚園教員認定試験及び保育士資格認定試験並びに小論文とし、知識偏重にならないように努め、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。受験者の便宜を図るため、認定試験は同日同会場での、1回限りの試験とする。「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	文部科学省 厚生労働省
1048010	専修学校(専門学校)に幼稚園教諭養成機関を指定すること	保育士養成施設の指定を受けている専修学校(専門学校)を幼稚園教諭養成機関とすることにより、保育士と幼稚園2種の資格が、2年間で同時に取得できるようにすること。	<p>提案理由</p> <p>「認定子ども園」等の幼保一元化の流れの中で幼稚園教諭免許および保育士資格両資格を持つ人材が望まれるなど、幼児保育事業に従事する専門職を取り巻く環境が変化している。</p> <p>大学等では、幼稚園教諭免許と保育士資格の同時取得を可能としているのに対し、専門学校には、幼稚園教諭養成機関の指定が、過去行われていたものの現在認められておらず、幼稚園教諭免許を取得させることができない。</p> <p>そのため、大学等の通信課程を3年間履修することで免許・資格を取得させる専門学校もあるが、北海道にはかかる大学がなく本州等遠方所在の大学の課程を履修せざるを得ない。このため学生にとり二重の学費に加え本州で行われるスクーリング・単位認定試験の出席など時間的・経済的負担が多岐である。</p> <p>保育士養成施設と幼稚園教諭養成機関の教育カリキュラムは共通科目が多く、保育士養成施設である専門学校は、保育士養成の実績があることから、幼稚園教諭養成機関として、その役割を担うことは十分可能である。</p> <p>大学等において、両資格の同時取得を認め、専門学校に認めないことについて、合理的な理由はなく、専門学校が高等教育機関として社会や学生のニーズに応えていきたい。</p>		学校法人吉田学園、学校法人栗原学園	1 北海道	文部科学省
1081010	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	現行の教職員免許法に規定する幼稚園教諭二種免許の取得について、その施行規則に準じ、要件を満たした場合には、厚生労働省指定保育士養成施設の専修学校専門課程においても、幼稚園教諭二種免許を取得可能とする。	<p>保育士養成校卒業生が保育所への就職を希望する際に幼稚園教諭免許を取得していないことで、就職活動に不利益を受けさせないようにすることを目的とする。</p> <p>具体的には、現行の教育職員免許法施行規則では、教員養成機関の指定は大学の課程における教員の養成数が不十分な場合に限り行うものとされていることから、その条項を廃止若しくは見直す。見直す場合には、指定保育士養成施設に在学する専修学校生のみ幼稚園教諭二種免許状の取得を可能とする。</p> <p>提案理由：認定子ども園の設置開始に伴い、既存の保育所においても、保育士資格及び幼稚園教諭免許双方の資格免許取得者を採用する保育所が増加しているため、保育士養成施設の卒業生が保育所に就職する際に不利益を被る可能性がある。また、専修学校と短期大学で養成できることは、保育環境が高まり、より質の高い保育者の育成が可能となる。</p> <p>教育指導措置：対象となる保育士養成施設が幼稚園教諭免許を取得する際には、短期大学設置基準第22条に基づく、専任教員数を確保することにより、教育の質を担保する。また、指導監督する大学を確保することも教育の質を担保することにつながると考えられる。</p>	資格取得プロセス統一プロジェクト(専修学校で幼稚園教諭免許取得可能に)	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	15 新潟県	文部科学省

1081020	幼稚園教諭養成の授業等開設方法の緩和	一定の要件を満たす専修学校に通信教育課程を新設し、その授業方法により「幼稚園教諭二種免許」を取得可能とする。	<p>昨今の幼稚園における運営時間の延長化等による多種多様な変化に対応しうる人材が必要とされる中、幼稚園教諭の養成を専修学校において通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。</p> <p>具体的には、通信教育課程による幼稚園教諭の養成は、大学又は短大に限定されているので、その基準要件を見直し、専修学校設置基準に通信教育課程を設置して、指定保育士養成の専修学校には、通信教育により幼稚園教諭の養成を可能とする。</p> <p>提案理由：幼稚園教諭の養成は通学教育では、大学、短大及び一部の専修学校で認可を受けているにもかかわらず、通信教育では、大学又は短大でのみ養成可能となっている。幼稚園教諭養成機関は、設置主体の違いにより授業方法が限定されており、専修学校で通信教育による幼稚園教諭二種免許の取得が認められていない。幼稚園教諭免許取得過程を設置主体に関わらず、統一する必要があると思われる為。</p> <p>教育指導措置：対象となる専修学校が通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得する場合には、教育職員免許法施行規則第30条及び短期大学通信教育設置基準の教員配置基準に規定する措置を取ることで、教育の質が担保される。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。</p>	資格取得プロセス統一プロジェクト（専修学校通信教育課程で幼稚園教諭の養成可能に）	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	15 新潟県	文部科学省
1081030	保育士養成の授業等開設方法の緩和	指定保育士養成専修学校に通信教育課程を設置し、その授業方法により「保育士資格」を通信教育で、取得可能とする。	<p>指定保育士養成専修学校において通信教育でも保育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。</p> <p>提案理由：通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育課程を設置し、保育士養成を行うことができない理由はないと考える。</p> <p>教育指導措置：対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ることで、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。</p>	資格取得プロセス統一プロジェクト（専修学校通信教育課程で保育士の養成可能に）	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	15 新潟県	文部科学省 厚生労働省
1124010	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、国の転用等の承認手続きを不要とする	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分等の目的外使用の承認が必要とされているが、認定こども園として利用している間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設や付加する機能（認可外保育施設）への転用等にかかる財産処分等の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。		兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1178010	小学校の漢字教育にかかる教育課程の弾力的運用	学年別漢字配当表を超えた漢字学習を可能とするため、現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準（学年別漢字配当表）を緩和する。	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、小中学校の総合的な学習の時間内で、故白川静先生が研究した漢字の系統立てた学習指導を実施している。 <p>（提案理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準（学年別漢字配当表）を緩和し、学年ごとに学習することが定められている学年別漢字配当表を弾力的に運用して、系統立てた漢字教育を可能とする。 <p>（代償措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年末等に漢字テストを実施し、漢字の習熟度が低い児童・生徒に対し、別途、個別学習を実施する。 		福井県	18 福井県	文部科学省

1097010	学校設置主体の弾力化	<p>「NPO法人による学校設置」 子どもの教育をめくり、公立学校をはじめ各方面で様々な試みがなされている。各種NPO法人の中にも、教育の分野にその実践的経験を応用し、独自の関わりを持っている事例も多くなっているが、全日制の教育機関として義務教育を担うには至っていない。日本の義務教育制度が成熟期を迎える中、新たな活路を拓くために、未来の地球、人類をみつめた教育理念実現への意欲と方法論を持つNPO法人もその一翼を担えるものと考え、学校設置の道を求めるものである。</p>	<p>想定しているのは小規模な全日制的義務教育機関で、国が定める教育内容を踏襲しつつ、設置主体がこれまで培ってきた経験、手法、人的ネットワークを生かした教育を実践したいと考える。対象を特定したり、特殊な人材育成を目指すものではなく、人として、また、21世紀を生きる人材としての、世界人類をみずえた人間力づくりに主眼を置く。教育分野において短期間での経済的効果は測りたくないものがあるが、教育の形と手法の新しい選択肢を世に示すことで、既存の教育に刺激や影響を与えるという点では、社会的に有効な存在意義は発揮でき、相乗・補完的役割を担えるものと考え。また、世界、地域のあらゆる資源を活用した運営になるので、自ずと地域の活性化にも貢献できると考える。</p> <p>現在、佐賀県内の小・中学校では積極的にいろいろな試みがなされているものの、既存の枠組みの範疇を超えることは容易ではないと思われる。幸い、地域的に教育への関心は高く、県としても今後を見据えた人材育成を積極的に行うことを打ち出している今、ひとつの新しい選択肢をつくる好機だと捉えている。生物学的教育観を軸に、国際、環境、いのち、日本文化、農業、コミュニケーション、外国語などの要素を副次的、一過的に扱うのではなく、じっくりと日常生活に根ざした形で取り組むためには、全日制学校という形が必要である。</p> <p>NPO法人が、財政面、人材面において、活動を支援してくれる個人や団体、また、関係諸機関との協働を通じて、小規模で実現可能な学校モデルを構築することは十分可能だと考える。</p>	特定非営利活動法人 夢の学校をつくる会	41 佐賀県	文部科学省
1075032	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	<p>・外国人就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の要件を緩和し、国籍、年齢、学歴に捉われず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。 ・外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度の受け入れを可能とする。</p>	<p>医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。</p>	ウェルコンサル株式会社	29 奈良県	文部科学省 厚生労働省
1187170	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	<p>【内容】 人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適合理化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。</p>	<p>【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国内で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果“昨日まで本国、明日から日本の職場”となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保難の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。</p> <p>参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。</p> <p>ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市 40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

1185010	私立学校法の特例第二十条に看護専門学校を加える	構造改革特区の公私協力学校として、高等学校、幼稚園が上げられているが、地方の看護専門学校も公私協力学校に加えることにより、実際に地方に根ざした地方に役立つ看護師の育成を図り、看護師不足に対応し地方の健全な振興に寄与する。	<p>事業の実施内容 に学校法人看護専門学校を設立する 私立学校法の特例第二十条に看護専門学校を加えることにより、公共団体等と連携及び協力により、実際に地元で勤務する看護師を養成する このことで、地震と過疎、超高齢化に困窮している に活力と元気を与えることになる 今後地元公共団体等と早急に協議を進める</p> <p>提案理由 が廃止となって久しいが、更に本年3月25日M6.9震度6強 半島地震の災害は、過疎、高齢社会に悩む に大きな衝撃を与えた では、年齢の高い看護師が多くなっている(の看護師で50歳以上が32%を占める 資料) 石川県第5次医療計画(H.19.4.1計画策定及び公示)の中で、今後特ににおける看護職員不足が懸念されると明記されている の高校を出て、 の看護学校を卒業しても には戻らないので、このままでは病院の存続が危ぶまれる 地元の看護専門学校卒、地元就職することで若者が定住し、結婚、出産、により過疎からの脱却にも貢献できる以上の理由から での看護専門学校の設立が急務となつている</p>	公私協力看護専門学校構想	個人	17 石川県	文部科学省
1033020	教育委員会の社会教育に関する権限を市長へ移譲する特区	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	第9次提案、第10次提案時に、平成18年度中に措置できるよう検討する(F回答)とされた事項である。文化・スポーツと社会教育とは密接な関連のある事務であり、社会教育についても市長に権限移譲可能とされるよう要望する。現在の具体的検討状況及び今後のスケジュールについて回答いただきたい。		多治見市	21 岐阜県	総務省 文部科学省
1015010	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲 (社会教育分野等について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条中第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。	<p>現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止め、総合的な行政を推進することで、地域の人づくり、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。</p> <p>当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が図りにくいこと、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。</p> <p>【代替措置】 平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇談会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。</p>		鈴鹿市	24 三重県	総務省 文部科学省

1015011	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲 (文化財について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条中第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。	<p>現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止め、総合的な行政を推進することで、地域の人づくり、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。</p> <p>当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が図りにくいこと、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。</p> <p>【代替措置】 平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇談会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。</p>	鈴鹿市	24 三重県	文部科学省
1117010	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 (社会教育について)	地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	<p>教育委員会の職務権限のうち、社会教育 文化財保護 社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>	千代田区	13 東京都	総務省 文部科学省
1117011	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 (文化財保護について)	地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	<p>教育委員会の職務権限のうち、社会教育 文化財保護 社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>	千代田区	13 東京都	文部科学省

1060010	特定の用語使用要件の緩和	現行法で規定されている、大学に認められている「学部」という教育課程説明表記を一定の要件を満たしている専修学校には使用可能とする。	大学に限られる「学部」という教育課程の表記を専修学校にも取り入れる事により、現在の教育改革を推し進め、更に高い教育レベルを目指す。提案理由:平成17年の高度専門士の称号規定により(平成17年文部省告示第139号第1条)、専修学校の専門課程の修了者も一定の要件を満たす者は、大学院への進学が可能になった。更に現在の教育界の動向を見ると、従来専門学校の教育分野と見なされてきた特殊専門分野も大学はその科目に取り入れ、又、専修学校も大学と同様のより高度な教育提供に努めている。教育課程の表記に於いて大学のみが「学部」、専修学校が「課程」とする規定は、優良な大学と専修学校が共存共栄してゆこうとする将来を妨げるものとする。例えば、当校には専門士専攻の学生だけでなく提携大学の学士課程専攻の者、及び弊習生が存在する。提携大学の授業は其々の大学の担当教授が当校にて授業を行うもので、専修学校の学内に於いて大学の授業が執り行われている。又、専門士、学士いずれの課程修了者であっても、当校からの推薦を受け、且つ大学院側の設ける規定を満足させる学力を備えた者はオクスフォード大学大学院の修士課程に進学する事ができる。このような教育活動の状況を鑑みると、専修学校と大学の両方の長所が終結した校風にあり、当校の提供する教育内容に対して「学部」という用語を使用する事が適当とここに提案するものである。代替措置:単価専修学校に於いてはその教育の専門性の強さから「学部」という表記の使用はその教育特性を不明瞭にする事から不適切とし、其々の専修学校の教育課程の特性を明確化する。		学校法人田中育英会	13 東京都	文部科学省
1053010	職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校修了者の大学への編入学	各大学において、編入学出願資格として「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校と同等の学力を持った者」を個別に判断し、職業能力開発短期大学校の教育課程等を評価し、編入学できるようにする。	平成15年度の集中提案では、文部科学省から「制度上の担保のない職業能力開発短期大学校の修了者の大学への編入学は認められない」との回答があった。技術者不足の中、企業ニーズにあった高度な職業訓練を受けている職業能力開発短期大学校(以下「短期大学校」という。)の修了者の多くが地場企業に就職し中堅技術者として活躍しているが、学習段階で技術に興味を持ち更に高度な技術の修得を目指す者もあり、イノベーションに貢献する人材の育成及び若者のチャレンジ支援の観点から、進路の選択肢を広げることは重要な課題である。特に九州においては、ITや自動車産業の集積が進み、ものづくりを支える人材の養成が大きな課題となっている中、学校教育法の制度とは異なるというだけで、県立技術短期大学校から大学への編入学が認められないのは、本県の産業政策の要となる人材の養成を図るうえで大きなマイナスである。短期大学校の教育体制や教育課程の内容を十分なものと認めて編入学を可能にしたとしても、各大学の編入学では学科・面接試験等で選抜されており、一定の学力が保証されるので制度を揺るがすことは考えられない。将来の職業を決めきれない若者が増える中で、多様な生徒に対応している高校卒業認定試験制度同様、一定学力を持つ人が誰でも挑戦できる大学編入学制度の整備をお願いしたい。		熊本県	43 熊本県	文部科学省
1066020	独立行政法人(国立大学法人)による余裕金の運用方法の拡大	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から株式による寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式によっても運用できることとする。	現行制度においては、独立行政法人に余裕金がある場合について、株式による運用を行うことはできないこととされているため、国立大学法人が研究の成果を活用した事業等への出資、ストックオプション等による企業からの寄附を受け、これを保有することはできない。しかし、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、できる限り自由な形態を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、自由な形態の寄附も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。なお、出資のリスクについては、比率の上限を50%未満とすることにより、リスクが軽減される。株式による寄附を受けた場合については、特段の弊害は考えられない。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	総務省 文部科学省

1066030	国立大学法人による出資の対象の拡大	<p>現行制度においては、国立大学による出資の対象は、当該国立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業である特定大学技術移転事業を実施する者に限られているが、これを当該国立大学における研究活動等の成果であって、技術に関するものを含め、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業を実施する者にまで拡大する。なお、出資の比率については50%未満を上限とする。</p>	<p>現行制度では、国立大学が業務として出資を行うことができるのは、特定大学技術移転事業を実施する者に対してのみであるが、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生や新しい地域産業の創出につながる研究成果を当該地域において活用するための事業こそ出資の対象とすべきである。また、国立大学の自由な活動という観点からしても、出資の範囲を限定することは妥当ではない。加えて、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当である。そこで、国立大学を地域再生及び地域の生産性向上のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、ブランディング、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実資するものである。なお、出資を行うに当たっては、上限を50%未満とすることにより、民間企業等と共同で出資することになり、リスクが分散されるだけでなく、当該事業の管理及び運営を民間企業と共同で行うことになるので、国立大学法人が単独で行った場合に比べてリスクが軽減されるものと考えられる。</p>	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	文部科学省
1066040	国立大学法人の所有する不動産の活用事業	<p>研究資金を安定的に確保し、研究環境を充実させるとともに、真に地域に根ざした産学連携に資するため、国立大学法人が所有する土地、建物等の不動産について、当該国立大学の研究成果を活用した事業を行う民間事業者等に対する空きスペース等の賃貸借の実施、民間資金を活用した校舎等の立替及び新たな研究施設等の整備における民間収益施設の合築等の収益事業の用に供することができるように、業務の範囲を拡大する。</p>	<p>現行制度においては、国立大学が保有する土地、建物等については、当該国立大学法人の業務の範囲内であって、かつ当該建物又は土地の本来の用途若しくは目的を妨げない範囲内においてのみ貸付が認めるという運用が行われ、用途が限られているため、建物の一部を収益施設として民間事業者等へ貸し付けることや研究施設等の建替えに当たって民間資金等を活用して民間収益施設を合築すること等は認められていない。しかし、地域に密着した開かれた大学、大学の自由な活動という観点からすると、これは妥当とは言えない。そこで、まず、校舎や研究施設等であって利用頻度が低いものについて、当該校舎等の用途を妨げない範囲で当該国立大学の研究成果を活用した事業を行う民間事業者等に有償で貸し付けることができることとし、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図る。また、国立大学法人以外の国の機関の施設については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づき庁舎等を整備した場合にあっては、その一部を民間収益施設とすることができることとされているところ、国立大学法人のみこれを認めないというのは、合理性を欠くとともに、PFI法を活用した施設の整備の推進の妨げとなっていると考えられる。国の資産・債務改革の観点からも、その流れに反するものであると考えられる。そこで、国立大学法人についても、国の施設と同様に、民間資金等を活用した研究施設等の整備を行う場合に民間収益施設の合築を可能とし、国際的な競争環境に対応できる研究施設の整備の促進を図る。</p>	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	文部科学省
1055030	ボランティア活動による大学での単位取得	<p>現在、大学において通常授業以外で単位取得が認められているのは、教員免許保持者や社会教育主事等による学修、または資格取得等何らかの成果に結びつく学修と定められている。そこで、パソナによるボランティアコーディネーター制度導入対象地区の大学において、各学生によるボランティアの活動実績と活動報告による大学での単位取得を可能にする。</p>	<p>大学の科目に「地域教育」を作り、通年での地域の学校授業への関わり（主に公立小学校を対象とする）と、その活動報告により単位を認定する。 主な目的は下記の4点である。 教員を目指す学生がこのボランティアに参加することにより、大学での授業の質を向上させると共に、より社会性のある教員を育成する 学生ボランティアの若い力により、地域教育を発展・充実させる 授業内容の多様化により、小学校での教育の質を向上させる ボランティアがより身近にある社会を創造する</p>		(株)パソナシャドーキャビネット	13 東京都	文部科学省

1124030	医学部入学定員要件の緩和	「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>		兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1124040	医学部入学定員要件の緩和	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>		兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1038010	学校給食調理業務で食材発注権を民間給食企業へ	民間の給食企業は調理のみならず食材について深い知見を育んできており、食材調達においてトレーサビリティを備え安心・安全を確保した食材の供給を行っている。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えない。食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。	民間給食企業は食材について深い知見を育んできており、トレーサビリティを備え安心・安全を確保した食材を供給している。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えない。食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。又、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。調理労働の効率化は進んでいるが、調達する食材部分の効率化は手付かずである。例えば、東京都練馬区で民間委託により調理業務の公的負担が4年間で90億円削減された。現在、食材コストは父兄の負担であるが、民間への発注権移管が実施されれば、現在の1食220円の食材コストが2割削減され、全国小学校だけで父兄の負担は600億円減ると予想される。		社団法人日本 ニュービジネス 協議会連合会	13 東京都	文部科学省

1164020	国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分の弾力化	国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校を取り壊し、特別養護老人ホーム(特養)等の公共用施設の整備を行おうとする社会福祉法人(建設や運営に対して地方公共団体が補助を行うものに限る)に対してその土地を地方公共団体が無償で貸付けた場合は、廃校校舎に係る国庫補助相当額の国庫納付を免除する。	<p>【背景】 横浜市では、平成22年度までの5年間に特養4500床の新規整備目標を掲げて取組みを進めていますが、市街化調整区域への立地が著しく市域の緑が減少し続けています。一方、市街化区域の公立学校は児童数の減少により統廃合が進み遊休資産化しており、安全管理上の問題も抱えています。これらの政策課題を同時に解決するために廃校への特養整備を検討していますが、利用者により良い介護を提供するユニットケアを実現するためには校舎の再活用が構造上困難で、校舎の取り壊しを前提とせざるを得ません。</p> <p>【提案理由】 文部科学省の通知では、廃校の財産処分にあたり、「国庫補助事業完了後10年以上経過し、公共用施設の整備のためやむを得ず取り壊しが必要となった建物等の取り壊し及び廃棄」の場合は国庫納付を免除するとしています。「公共用施設」の国の解釈は、地方自治法に規定された「公の施設」であって、施設の設置主体は地方公共団体であることを要件とし、社会福祉法人が設置主体の場合には認めていません。</p> <p>しかし、当該社会福祉法人を地域再生計画に位置づけ、さらに土地の無償貸付を条件とすれば、主体の公共性を市が責任を持って示すこととなります。従って、公共用施設の解釈は設置主体(公か民か)ではなく事業(施設の設置目的)で公共性を判断するよう、財産処分の一層の弾力化を提案します。</p> <p>国庫補助金相当額の国庫納付が障害となり、公立学校の廃校活用が思うように進展せず、結果として廃校のまま年月を経過させることも選択肢として考慮せざるを得ないのが実状なため、対応をお願いします。</p>	横浜市	14 神奈川県	文部科学省
1055120	障害者、地域、企業のコミュニティの確立の為に空き教室の有効活用	学校施設を学校教育以外の施設に転用する場合には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、地方公共団体が、文部科学大臣の承認後国庫補助相当額を国に納付する転用手続きが必要とされており、手続きの簡素化を望む。	<p>【提案理由】 背景として、少子化、学校の統廃合により学校施設に空きが見られる状況。障害者自立支援法により余剰施設の活用を推進している現状のなか、障害者の活動の場として、地域に密着した活動の場として学校施設は利用しやすい場所であると考え。</p> <p>【内容】 自治体の仕事、地域の企業の仕事を集約し、余剰教室を利用して作業に従事する事により、地域に密着した雇用が創造できる。</p> <p>【効果】 障害者の通勤の便利性 保護者の距離の近さ 地域の企業の雇用率確保</p>	(株)パソナシャドーキャビネット	13 東京都	文部科学省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

提案事項 管理番号	規制の特例措置 の番号・名称	提案内容	提案理由	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
2006010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	<p>保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。</p> <p>保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。</p>	大野町	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省